明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一一）　一
○建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**国土交通**六）　六

〔告　示〕

○立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件を廃止する件（**総務**五一）　九
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**同**五二）　一四
○高等教育の資格の承認に関する世界規約の効力発生に関する件（**外務**一〇〇）　一四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**五八）　一四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**五九）　一五
○ストックヤード運営事業者登録規程（**国土交通**一五七）　一六
○国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（**同**一五八）　一七

〔公　告〕

裁判所
　諸事項　一七
特殊法人等
　破産、免責、再生関係　一七
　企業年金基金変更関係　二三
地方公共団体
　解散命令、行旅死亡人関係　二四
会社その他
　会社決算公告　二六

省令

○総務省令第十一号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三日

総務大臣　松本　剛明